

民主主義の原点としてのマンション管理

—— 自らが係り、守らないと「負動産」化に

萩 本 和 之

はじめに

第二次安倍政権が発足以降、日本の民主主義の崩壊、形骸化が指摘されている。その大きな理由の一つとして有権者の無関心やシラケがある、といわれている。だが、改めて身の周りを見直すと、自分の貴重な財産であるマンションをきちっと守ろうとしない人たちが多くいることに直面した。マンションは価値観の違う人たちが同じ屋根の下に住戸（専有部分）ごとに生活をしており、建物内の一部を共用部分として購入、共同管理する集合住居だ。「マンションは管理を買うこと」とも言われるが、購入時に「自らが管理する」という意識は乏しい。その結果、不動産が『負動産』になりかねない現実があるし、またそれに気付かず、関心を寄せていない居住者も多い。「市民意識が根っこから欠け、腐っている」という危機感を感じている。

東京の都心部にある経年化したマンションでは、日本人入居者は高齢化し、空き部屋が目立ち、外国人賃貸者が増え、管理組合が実質的に機能せず、管理や修繕がなされずにスラム化している、というニュースを目にする。

そこまではいなくても、札幌市内でもさまざまな問題が発生している。筆者の身近なマンション管理組合で最近起きた実例をもとに、問題考察したうえで、対策案を探り、この問題に一石を投じることができれば幸いだ。

札幌市のマンション事情

分譲マンションの管理のベースとなる「建物の区分所有等に関する法律」（区分所有法）は一九六二年に制定されているものの、札幌市内の分譲マンションは七〇年段階でも、わずか三〇棟、一千世帯だった。しかし、七二年、田中角栄首相（当時）の肝いりで住宅金融公庫（現・住宅金融支援機構）

融資が開始されたことと、札幌オリンピック、市営地下鉄の整備をきっかけに増え始めた。四三年後の二〇一五年三月末で三六七〇棟、一七万四千戸という（表1）。ちなみに、札幌市以外は七五三棟、三万一千戸強（二〇一四年三月末現在）なの

表1 札幌市分譲マンションストックデータ

	累計ストック棟数	累計ストック世帯数 (単位:千戸)
1970年	30	1
1980年	50	26
1990年	1,410	71
2000年	2,820	133
2010年	3,500	166
2015年	3,670	174

(札幌市分譲マンション管理実態調査から作成)



マンション群が広がる札幌市中央区伏見地区
(旭山記念公園から筆者撮影)

で、極端に札幌に集中している。

特に、除雪を嫌い、買い物や病院の利便さを求めて、郊外の一戸建てを売り払い、マンション生活へ移る高齢者は少なくない。このため、都心回帰志向が強まり、地価の上昇など経済要因も加わり、超高層化するとともに、販売価格は新築マンション（四LDK）で、四千万円台という高値が目立ち、かつてのバブル期を上回っている、という。一方、少子高齢化の急激な進展による人口の逆ピラミッド現象から「空き家」は増え続けており、マンション内の空き住戸も増え「老朽マンション

の空き室は販売価格が安くて手放す気にもなれない」という声も出ているほどだ。経済評論家の藻谷浩介さんは「このままでは日本は空き家大国になりつつある」と警告している。

札幌でも入居者の高齢化に伴い管理を担う管理組合理事会理事のなり手が減り、さらに経年化のマンションが着実に増加している。特に、「建物維持のための技術的判断が難しい」などの理由から、適切な修繕がなされないまま放置されるケースもある。このために居住者自らの住環境が低下するのみならず、周辺の住環境にも悪影響を与えることが少なからず起きている。

こうした問題を看過できない札幌市としては昨年、今後の対策や施策をにらみながら、市内マンションの約四〇％を占める築二五年以上の管理組合を対象に「分譲マンション管理実態調査」を実施した。しかし、回答率は三二％と低く、ここでもマンション管理組合側の管理への意識の低さが表れている。

管理組合の法的な関係 狙われている管理費や修繕積立金

管理組合は民法の特別法として制定された「区分所有法」を法的根拠としており、実際には管理組合ごとに作られる「管理規約」をもとに管理、運営されている。そして、その基本的なルールや「ひな形」として国土交通省（国交省）は「標準管理規約」を公表している。

そこで、各マンションは、この標準管理規約をもとに分譲開始時点で管理規約を策定している。しかし、標準管理規約は社会的変化に伴い改正されているが、強制力がないことや、規約改正には区分所有者の四分の三の決議・同意が必要なこと、さらに理事らに時代的変遷への認識が乏しいこともあいまって、せっかくの標準管理規約改正が、既存マンションでは生かされずに、従来のままの管理規約となっているのが実情である。

各管理組合は管理規約に基づき、入居者から「管理費」と「修繕積立金」を集めている。共用部分への修繕、特に大規模工事へ対応するために、修繕積立金が優に一億円をこえているマンションも少なくない。

そこで、管理費や修繕積立金を管理組合長や会計担当者、さらに管理人が着服するケースが起きている。その原因は多くの場合、お金の管理を特定のポストの人に依頼して、その人を信頼して「任せきり」となり、内部牽制機能が働いていないために発生している。二〇一五年三月に発覚して話題となったのは、大手マンション管理会社の四〇代の男性社員が、約一五年間にわたり、担当していた一三の管理組合から積立金や管理費合わせて約一億八千万円もの多額着服をしていたことだ。

筆者が住んでいる大規模団地型マンション（八棟、四六六住戸）でも、管理人の責任者らが約二年間にわたり駐車場の外部利用者に領収書を発行せず、利用料の一部三〇万円以上を横領していた。この種の着服は枚挙にいとまがない。しかし「着

服があっても資産価値低下をおそれたり、マンションの恥だから、といって不正の公表など表面化を避けることが多く、公表されるのは氷山の一角。実態が分からないし、再発防止も後手に回っている」といわれている。

マンション乗っ取り屋も

―リゾート型Aマンションの場合

甘い蜜にたかるアリののように、多額の修繕積立金を狙ってマンション管理組合にもぐりこむ悪質なケースもみられる。

札幌市南区定山溪の温泉付きリゾート型Aマンションは建築後二六年、一〇階建て七七住戸で、不在区分所有者が九割という。修繕積立金は現在七千万円を越す。区分所有者同士がお互い顔を知らず、温泉利用には関心があるものの「管理には無関心」という組合員が多い。過去には電磁波による健康障害が指摘されている携帯電話の基地局を、区分所有者全員の承諾もなしに設置をしたため、撤去を求める裁判が起きたこともある。

一〇年以上前から理事長に不動産業者が就任して、高額で unnecessary 改修工事を次々と実施するなどで、紛糾してきた。過去の不動産関係者は「儲けるだけ儲けたため」か、自室を売却し、退去したものの、新たに暴力団関係者と密接な関係を持つている、といわれている不動産関係者が入り込み、理事会の監事になった。

過去の理事会が不誠実な管理会社に委託してい

たため、たまりかねた組合員数人が二年前に理事になり、正常な運営を進めていたところ、昨年八月の管理組合総会では監事らは議長席を占拠して出席者を威嚇。規約に反して、理事長ではない別の区分所有者が議長になって総会を進めた。このため、この総会は「区分所有法違反で不存在」となった。もちろん、管理会社との契約締結の議案も流れて、管理会社が撤退して、それ以降約一年間実質的な自主管理を行ってきた。

監事らはさらに昨年一〇月管理規約を無視して、「規約違反の理事会」を設立。実態を知らない不在区分所有者を巻き込み翌一月には一方的に臨時総会を開催。温泉施設改修を含む予算案などを議決した。この間、マンション内では誹謗中傷のビラを張ったり、不在区分所有者に一方的な主張を載せたチラシを郵送するなどを積み重ねた。こうした不断の精神的な嫌がらせから、理事会活動に理解を示していた組合員の間に嫌気と無力感が漂った。

「規約違反の理事会」は二月には一方的に温泉改修業者を選定して、工事を実施した。しかし、工事費の請求額は予算案に計上していた見積金額の二倍以上、という高さ。工事費の内容精査を求めている開示しないそう。

こうした混乱から脱し、管理会社との委託契約をする狙いで、従来の理事会は今年三月臨時総会を開催したもの、これも妨害されて総会そのものが不成立となるなど理事会やマンション管理の正常化は困難を極めた。

一方、不動産関係者側には理事長印がないため、

温泉改修業者への支払いができなかったこともあり、臨時総会直後に従来の理事会メンバーに対して「職務執行停止と職務代行者選任の仮処分申立」の裁判まで起こした。

結局、裁判所の斡旋により、今年七月一六日に臨時総会が開催されて、不動産関係者らが中心となった理事会が正式に構成された。形式的には理事会は正常化したものの、今後の運営を不安視する組合員も少なくない。

70代、80代の理事ばかりの高齢管理組合

―団地型Bマンションの場合

マンション入居者の平均年齢は分譲後一年ごとにアップする。このため、理事のなり手が少なくなり、それに伴い規約を守り、時代に適応した管理組合の運営ができないケースも目立っている。

札幌市南区の団地型マンションは築四五年で、計三棟の団地型Bマンション。各棟一階で住戸数は一九八。オーナー居住者は五割を切る九五世代。地下鉄駅そばで地の利がいいこともあり、分譲開始時からの入居者もいて典型的な「二老」（建物が古く、入居者の多くが高齢者）問題を抱えている。過去には建て替え構想も論議されたが、「愛着がある建物を壊すのは反対だ」「経済的負担に耐え切れない」などの反対意見で断念された。マンションの金銭管理は一般財団法人北海道住宅協会が行い、清掃など実務全般を担当する管理人は管理組合が雇用している。

理事会の構成は七〇代や八〇代の人が多く、総会で議案や運営に関して問題点を指摘されると「ボランティアで理事をしているから、よくわからない」などと公言して、「無関心な不在区分所有者ら」からの委任状や議決権行使書をタテにして、総会を乗り切ってきた。このため、総会出席組合員からの不満はくすぶっていた。

こうした中、管理人の給与体系の不明朗さなどの問題点に気付いた組合員が理事会に対して、説明を求めたところ、前年の総会では「保留議案」となっていた顧問弁護士を突然依頼。その弁護士を前面に立て、疑念を呈していた組合員との話し合いを拒否した。

さらに前年総会では「今後検討したい」とだけ表明していた大規模修繕工事問題でも、工事実施を前提にアンケート調査する動きを始めた。このため組合員有志が集まり、理事会の審議経過などを含めて、情報公開、説明責任を求めて公開質問状を提出したほか、告発のチラシを団地内に配布した。

今年五月の総会を前に任期満了となった理事選出についても問題提起された。それまで「役員になってくれる人がいない」を理由に、「理事が後任者を見つけて出して依頼するのが慣習」だった。これに対して、組合員有志は理事会に公正な選出方法を求めたら、総会を急ぎ当初予定の期日を一週間延期して、理事を公募、選挙とした。当時の理事会に疑問を持った人たちも立候補したため、候補者数は理事枠より多くなった。役員選出方法の規約や運用細則もないところから、選挙管

理委員会も設置しないで、理事会が開票、集計をすめようとした。

総会には顧問弁護士も出席して開催されたが、顧問弁護士への依頼問題を含めて「理事会権限」への疑問、反対意見が数多く述べられて紛糾。理事選出についても「理事会が開票することは、投票内容の秘密性が守られずに、組合員に『踏絵』を強いるものだ」との意見が強く出された。結局、議案のほとんどが未承認となり、理事の改選もできず、当時の理事会が暫定メンバーとして残り、「早急に新理事会を構成する」となった。

その後、多少の曲折はあったものの、前年度の理事の大半は退任して、顧問弁護士との契約も解除。七月末に臨時総会を開催して、新しく六〇代を中心とした執行体制が確立した。

こじれやすい複合用途型マンション

前記の二つの住宅専用マンションはある意味で全く正反対の結果となったが、低層階に商店を併設した複合用途型マンションの場合は区分所有者の中に居住者と商店関係者が混在のため、関係がより複雑。それだけに、一度こじれると深刻化するケースが多いようだ。

今年一月末に北海道テレビ放送（HTB）が夕方の情報番組で、札幌市北区のマンション内の町内会に二人会長がいるケースを紹介していた。町内会は大規模複合用途型マンションの管理組合の区分所有者と賃貸入居者で構成されている。

番組内では、町内会長が二人いて、数人の新町内会側の役員が、旧町内会長が過去の町内会費五〇〇万円以上を持ったまま、新町内会側に引き渡さないのに怒り、町内会員は困惑しているという。一方、元町内会長は「新町内会の存在自体が無効だから、安易に金を渡すわけにもいかない」と主張して、ラチがあかないままの状態を報道した。既に三年が過ぎていて、というから同じ建物の中にだけに深刻だ。

理事長や理事が特定業者らと癒着

管理組合の運営上、一番難しいのは業者へ工事や備品購入などを発注する場合だ。大半の管理組合では複数の業者から見積もりを取る「相見積もり」制度を設けて、一定程度の透明性を確保することになっている。だが、長年同じ組合で理事長や発注業務などに係っている理事らは「使い勝手がいいから」とか「マンション設備に精通している」などの理由で、同じ業者に発注しがちだ。こうした中から、癒着に伴う、不正や不適切な取引が行われ、貴重な組合の財産が毀損されることがある。

筆者が今年相談を受けた事例では、札幌市東区の単棟型マンション（一棟、六八住戸）で、元理事長が「共用部などの灯油価格を一般家庭価格で契約しているのはけしからん。灯油価格交渉の権限を、自分に全権委任したら、もっと安く購入できる」と異議を唱え、全戸に文書を配布。その結果、二五戸から委任を取り付け六月の定期総会に

出席してきた。

実は、調べてみると、この元理事長は定年退職以前は地元の大手燃料会社に勤務しており、理事長時代に、その会社から灯油を購入してきたし、マンションは現在もその会社から灯油を購入している。こうしたことから、総会では元理事長の主張には疑問や反対意見が多く、否決された。

こうした明確なケースは珍しく、多くの場合、発覚するケースは極めて少ない。なぜなら、その立場の人がマンション業務に精通したり、いわゆるボスだったりして、組合員らの信頼を集める努力にもたけていて、組合や理事会での多数派、または一定程度の力を保持していることが多いからだ。

さらに、管理組合は私的自治のため、基本的には総会承認や理事会議決を通していると、たとえ理事長が管理会社と癒着し便益供与を受けていたり、理事らが入札の価格操作をしても公共事業とは異なり、贈収賄罪とはならない。せいぜい「刑事上立件が難しい」といわれる背任罪を適用できるか、どうかである。

筆者の大規模マンションでも分譲時から理事などをしている一人の役員は、保険代理店業務を行ってきた職歴もあり、マンション管理や工事のプロとして八面六臂の活躍をしている。しかし、業者との癒着などを指摘する組合員もいる。

私的自治の難しさと限界

こうしてみてみると、私的なマンション管理組

合の抱える問題は多岐にわたり、一律に制度としてまとめ切れない部分も多い。各マンションによって居住者の意識や年齢構成、さらにはマンション立地の地域性などにも大きく左右されかねないためだ。さらに、あらゆる制度や規制措置に万能なものはないし、常に悪用する人たちがいることも、あえて指摘しておきたい。

リゾート型Aマンションの理事を務めてきた知人(七十二歳)は自らの体験をもとに「法律を味方に不正を認めない、と頑張ったものの、修繕積立金など狙って、あらゆる悪知恵を駆使するプロと、素人とは十分な対抗はできない。『入れ墨客、お断り』の張り紙をはがすなど器物損壊事件を起こしたので警察へ訴えたが『具体的な暴力事件が発生していない』という理由で動いてもらえなかった。資金源に窮している暴力団関係者が不動産業者らと組んで、新たに『マンション乗っ取り』を行う事例は今後多発する、と思う。裁判所も事の本質を見抜く努力をしてほしい。それにしても、一番罪なのは、居住者の無関心と無知だ」と危機感を募らせ、抜本的対策を望んでいる。

こうした訴えに対して、監督官庁の国交省の態度はどうだろうか? 「由らしむべし、知らしむべからず」の姿勢に思える。札幌市中央区にある築四一年の複合用途型ワンルームマンション(一棟九九住戸、商店三)で、今年七月の総会前に管理会社が管理組合に対して管理契約書を数年にわたり、未交付などの不祥事があることが判明。国交省へ「マンション管理適正化法」(適正化法)違

反として問題提起のために相談に行ったところ、国交省は相談者に対して「理事は、知識がなくてもいい。その代り管理会社に善管注意義務(善良な管理者の注意義務)を課している」と説明したという。

だが、二〇〇一年八月に施行された適正化法に基づき、適正化推進のために相談業務などをしていく「公益財団法人マンション管理センター」(東京都)に全国から昨年度中に寄せられたもののトップは「区分所有法(標準)管理規約の解釈」という(表2)。管理規約の解釈がまだ十分に浸透し

表2 2016年度相談内容別の件数

順位	相談内容	件数	前年度件数(順位)
1	区分所有法・(標準)管理規約の解釈	1,129	977 (1)
2	役員の資格、選任・解任、任期	411	418 (2)
3	管理規約の作成・改正	253	239 (4)
4	総会の決議事項	249	246 (3)
5	理事長・理事会への不満	240	226 (5)
6	管理組合の選定・変更(管理会社の紹介依頼など)	230	194 (7)
7	共用部分の使用、管理、変更(決議要件を除く)	209	199 (6)
8	水道漏れ事故(排水・給水管・外壁など)	177	173 (8)
8	管理組合の役割・業務	177	165 (10)
10	管理員・フロントマンへの苦情・交代要求	176	173 (8)

(公益財団法人マンション管理センターのホームページから作成)

ておらず、利害関係者間のトラブル解消に効果を発揮していない証左だ、と思う。

改正された国交省の標準管理規約

そうはいうものの、昨年三月に国交省は標準管理規約を五年ぶりに大改正を行っている。主な改正点は①高齢化などに伴う役員担い手不足の解消策③管理費滞納などによる管理不全への対応③暴力団排除の必要性④災害時の意思決定ルールの明確化⑤コミュニティ条項の再整理を柱にしている。

この標準管理規約改正に対して大きく三つの点で論議を呼んでいる。一つは役員資格の開放だ。当初は「現に居住する組合員」だけだったが、不在区分所有者を認める「組合員のうちから」と変わり、今回は「組合員以外の外部専門家」とワクを広げた。だが、「専門知識を持ち業界事情にも詳しい外部理事が主導して、組合員同士の論議や運営が形骸化するおそれがある」という不安を呈する意見もある。また「外部理事が特定業者とつながり、組合の利益が損なわれることはないのか」との指摘もあって、「利益相反取引の防止」が盛り込まれたものの、「重要事項を開示して理事会で承認を受ける」などとして、条件付きで許容している。

またタワー型マンションを想定したのか、「一住戸一議決権」の原則から、規約を専有面積の広さをベースにする議決権変更しても良いことになっ

た。タワー型マンションではただでさえ住宅環境の違いから、低層階住民と高層階住民との間には目に見えない確執があるともいわれており、管理運営面での紛争の火種を残している、とみる専門家もいる。

さらに今回一番論議を呼んだのは管理組合と、賃貸居住者を含む町内会（自治会、厚生部門）との区別、分離だ。当初の国交省案では「完全分離案」だったが、全国のマンション管理組合連合会などは「管理組合を維持するために必要なコミュニティ機能を損なうこととなる」と猛反発して、町内会などを管轄する総務省を動かし、最終的には管理組合も「防災・防犯、美化、清掃などのコミュニティ活動なら可能」として、今後再整理することになった。

管理費の一部を町内会の原資とするケースが目立ち「大事な管理費が懇親会などレジャー費に浪費されている」「町内会費の一部が地元神社などへ寄付されて、政教分離に違反している」などとして訴訟にまで発展。判例上では明確に管理組合から町内会機能の分離が求められている。その意味で、国交省はもつときちつと明示してもよかった、と思う。

現実には各マンションの管理規約のほとんどは、分譲当時の古い規約条文が目立つ。国交省は今後この改正点を、どういう方法や方策で浸透させていくこう、としているのだろうか？ 積極的に啓発や告知する姿勢は、ほとんど感じられない。「私的自治を尊重」を隠れ蓑にしている、と感じるの

は筆者だけだろうか？

今回改正された標準管理規約でも各管理組合は、理事長が個人責任を負う「権利能力なき社团」を前提としており、社会的な責任を明確にした「管理組合法人」化を求めている。国交省が積極的な方針を示すことで、法人化は促進されるだろうし、監督官庁として社会的責務をより強く求めていくべきだろう。

理事長権限が強大すぎる

マンション管理センターへの相談でも「理事長や理事会への不満」は多い。昨年度も全国で二四〇件あつて相談件数順位で五番目だ（表2）。標準管理規約では理事長が総会と理事会の議長を務めるように明記され、さらに区分所有者では総会での緊急動議を認めていないなどから、理事長主導の運営が容易となつているためだ。

「権利能力なき社团」なので理事長の個人責任が非常に重く、また不在区分所有者の権利を尊重したためといわれている。不在区分所有者の大半は「管理はお任せ」という実態を無視した形式民主主義といえないだろうか。特に、個人情報保護法の強化で理事長側以外は不在区分所有者との接触や、自説への同意を求めるのは絶望的な状況で、理事会や理事長が暴走した際に歯止めがかかりにくい。

本来、議論の場は多数決で物事を決めるためではなく、中立的なスタンスの人が議長を務め、少

数意見を尊重、生かしながら合意を目指すものだ。

『決め方の経済学』（坂井豊貴著、ダイヤモンド社、二〇一六年）で面白い例が紹介されていた。マンション紛争の一つに共用部のエレベーター管理費がある。一階の住民が「利用していいからエレベーターの維持費は負担したくない」と言うケースで、既に判例としては「二階の住民も負担すべき」と確定している。

だが、もし二階以上の住民が結託して懲罰的に「二階住民が全額負担」という総会決議をしたなら、という頭のトレーニング例を披露して、『多数決神話』への警告を発している。

さらに理事や組合員の中には無意識に理事長への『迎合』があるようだ。理事長らが提案した議題が規約違反や無視をしており、それに対して論理的に破たんを指摘する意見が出て深く考えずに「理事長もボランティアで一生懸命頑張っているから」などと感情論を述べる人がいることを、筆者は何度も経験した。なんでも「やむえない」とか「論議は時間の無駄」などという雰囲気も多い。ひどいケースでは、論理的な発言者に対して『団地内のいじめ』さえあるようだ。

弁護士も信用できない

この間のマンション事例のなかでも、悪質な弁護士と思われる二、三人の弁護士に出会った。司法改革で一気に弁護士が増えて、質的低下とか、「事件件数を確保しないと、食べていけない」という

理由で、営利第一の弁護士が横行しているようだ。

リゾート型Aマンションの知人も「親身になり、法と正義に基づいて行動してくれる弁護士もいるが、不動産関係者側に付いて法を無視して、逆に攻撃してくる人もいた。問題はわが家のように弁護士を雇って戦う人は稀で、多くの人は誹謗中傷されたまま、最悪の場合住めなくて引越さざるをえない状況に陥る」と話している。また団地型Bマンションの場合でも、顧問弁護士は依頼された理事会の代弁をするだけで、例えば所得税法違反の給与支給を平気で「問題ない」と抗弁する始末だ。それだけに弁護士会の自治、自浄能力のアップを期待するとともに、理事会役員に弁護士やマンション管理士を安易に登用することには全面的な賛意を表する訳にはいかない、とも感じる。

一方、マンション管理を専門にした相談窓口がある。

道内の管理組合が会員となっている「公益社団法人北海道マンション管理組合連合会」と「一般社団法人北海道マンション管理士会」。北海道などの補助金を受けて、それぞれ相談窓口をもっていて、助言を行っているほか、年に何回か役員らを対象に啓発講習会などを開催している。

だが、どちらの団体もまだまだ認知度が低く、そのうえ「連合会の相談員はベテランばかりのため、過去の事例にとらわれて深刻な紛争解決への姿勢が欠けている」という不満が出ている。講習会では質問者からの鋭い指摘を受けて、相談者が返答に窮し、立ち往生する場面もみかけた。

おわりに

北海道はかつて社会党王国といわれ、革新自治体を拠点として、一定程度、住民本位の基礎自治体を形成してきた。そのベースには町内会の役員に多くの労働組合出身者や幹部OBがいたことだ。町内会役員を担い、懸命に務めていた姿を道内各地、各所でみかけた。まさに「基礎自治体が民主主義の学校」といわれるゆえんだろう。

ところが、現状はどうだろうか？時代状況や地域事情などの変化なのか、筆者がみている範囲では、残念ながら、かつてのような実態にないようだ。法的意識が高い自治体職員が一人でも積極的にマンション管理に係ること、まともな論議ができるようになったことを、筆者は体験しており、自治体職員の管理組合理事会への参加をお願いしたい。

一方、いまの学校教育も以前に比べて知識偏重となり、児童会や生徒会などの活動を通じて、実践的に民主主義を体験させることが少ないようだ。「最大多数の最大幸福」を実現する多数決が実は、少数派の幸福を逆に大きく妨げることがあること。お互いが認め合うことでミスや弱点を許し合い紛争を解決すること。こうした学習を幼い時から肌で感じ、経験することこそ、事の本質を見抜く力を養える。かなり迂遠でも大事なことだと考えている。

へはぎもと かずゆき・元大学教員▽